

## 9 保健医療福祉を担う基盤づくりのために

### 利用者の視点に立った相談体制などの仕組みづくり

#### 道1 地域保健関係職員研修事業費（平成7年度開始）「再掲」

9,961千円

多様化する住民のニーズに適切に対応するために、保健所、市町村等の地域保健関係者に対し、地域保健対策の理念を踏まえた幅広い研修を実施し、社会変化に即した知識、技術を習得させ、資質の向上を図る。

- ・専門職種別研修（医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学・作業療法士等）

#### 2 高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費（昭和63年度開始）「再掲」

22,959千円

高齢者及びその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村等の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止（身体拘束廃止を含む。）への取組みを総合的に支援する。

委 託 先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

設置場所 かでる2・7 2階

開 設 日 月曜から金曜

虐待防止対策業務（施設における身体拘束廃止を含む。）

- ① 相談業務
- ② 虐待防止推進委員会（虐待防止推進部会・身体拘束ゼロ作戦推進部会）の設置
- ③ 高齢者虐待防止に関する調査の実施
- ④ 研修会の実施
- ⑤ 情報提供・広報活動
- ⑥ 情報収集
- ⑦ 情報ネットワーク

#### 3 広域相談支援体制整備事業費（平成21年度開始）「再掲」

114,072千円

障がい保健福祉圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や地域生活への移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等を行う。

〔配置〕地域づくりコーディネーター：21障がい保健福祉圏域

#### 道4 医療指導監視費（昭和23年度開始）「再掲」

3,424千円

医療提供体制の確保等を図るため、医療法に基づき病院・診療所の開設許可、使用検査及び医療監視等を行う。

## 道5 薬務指導監視費（昭和23年度開始）「再掲」

25,790千円

- (1) 医薬品等指導監視費 18,004千円  
医薬品等の品質確保を図るため、医薬品医療機器法に基づく許可事務や立入検査及び無承認無許可医薬品の買上検査等を行う。
- (2) 毒物劇物指導監視費 3,475千円  
毒物及び劇物による危害防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づく登録事務や立入検査等を行う。
- (3) 血液製剤指導監視費 108千円  
輸血用血液製剤の品質確保を図るため、採血業者に対する立入検査や輸血用血液製剤の抜取検査を行う。
- (4) 有害家庭用品規制指導監視費 740千円  
家庭用品による事故防止を図るため、有害物質を含有するおそれのある家庭用品の試買検査を行う。
- (5) 医薬品等情報提供推進費 3,463千円  
道民の薬に対する正しい知識の普及や適正使用の推進を図るとともに、医薬品成分を含有する健康食品等による健康被害の発生を未然に防止するため、「ほっかいどう・おくすり情報室」を設置し、総合的な情報提供及び相談を行う。
- 委託先 一般社団法人北海道薬剤師会

## 道6 介護保険事業者等指定・指導事業費（平成12年度開始）「再掲」

16,775千円

介護保険法に基づき、居宅サービス事業者等の指定等を行い、円滑なサービス提供体制の確保を図るとともに、指定した居宅サービス事業者等に対して、適正な事業の運営が行われるよう指導監督を実施する。

- (1) 居宅サービス事業者等の指定等及び事業者等情報の管理  
(2) 総合振興局（振興局）職員を対象とした指導監督担当職員会議の開催  
(3) 居宅サービス事業者等を対象とした指導監督の実施

## 道7 障害者自立支援給付事業者指定・指導事業費（平成18年度開始）「再掲」

5,460千円

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス事業者の指定を行い、円滑なサービス提供体制の確保を図るとともに、指定した障害福祉サービス事業者等に対して適正な事業の運営が行われるよう指導監督を実施する。

- (1) 障害福祉サービス事業者等の指定及び事業者等情報の管理  
(2) 総合振興局（振興局）職員を対象とした指導監督担当者会議の開催  
(3) 障害者福祉サービス事業者等を対象とした指導監督の実施

## 8 救急医療情報システム事業費（昭和61年度開始）「再掲」

159,344千円

救急医療及び災害時の医療対応等に必要な情報の収集・提供を迅速かつ的確に行うため、救急医療機関・消防機関・情報案内センターなどをインターネットを活用したパソコンシステムで結ぶ総

合的な医療情報ネットワークシステムの整備運営を行う。

## 道9 医療機能情報公表制度運営費（平成19年度開始）「再掲」

3,245千円

住民・患者による病院、診療所、助産所及び薬局等の適切な選択を支援するため、医療機関等から提出された情報を取りまとめ、住民・患者に対し分かりやすい形で提供（インターネット等により公表）を行う。

## 10 介護サービス情報開示支援事業費（平成17年度開始）「再掲」

28,943千円

利用者が介護サービス事業者を選択するのに必要な情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図り、効果的に情報の活用が図られるよう、事業者や利用者等に制度の趣旨や内容について普及を図る。

## 11 女性と子どもの健康支援対策事業費（平成23年度開始）「再掲」

3,631千円

### (1) 女性の健康サポートセンター事業

女性特有の様々な健康上の課題に対応できるよう、相談体制や普及啓発の充実を図るとともに、関係機関のネットワーク化をすすめ、総合的な母子保健対策の推進を図る。

事業内容 相談対応、ネットワークの推進（思春期保健対策、関係者研修等、母子保健推進活動事業、長期療養児療育指導事業）、妊娠・出産包括支援の推進

### (2) 不妊専門相談センター事業

「不妊専門相談センター」を設置し、不妊に悩む夫婦からの相談に適切に対応する。

委 託 先 旭川医科大学

### (3) 受胎調節実地指導員指定等事務費（母体保護相談事業）

母体保護法に基づき、受胎調節実地指導員の指定および指定証、標識の交付を行う。

### (4) 新生児聴覚検査体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る研修会及び普及啓発を行う。

## 地域に期待される道立施設の安定的な運営に向けた体制づくり

### 道1 道立看護学院養成費・維持運営費（昭和44年度開始）

220,758千円

看護職員の不足緩和を図るため、道立看護学院を設置・運営し、看護職員の養成を行う。

設置か所 4か所（旭川、紋別、江差、網走）

道2 施設設備整備費（保健所）（昭和23年度開始）

106,345千円

保健所機能の充実を図るための施設設備の整備に要する経費。

道3 維持管理費（保健所）（昭和23年度開始）

117,069千円

全道に設置している26保健所（14支所）の維持管理に要する経費。

道4 維持運営費（衛生研究所）

288,325千円

衛生研究所の維持管理に要する経費。

道5 すべての人にやさしいまちづくり推進事業費（平成3年度開始）

39,000千円

高齢者、障がい者、妊産婦をはじめ、すべての人々が道立施設を安全かつ円滑に利用できるような施設・設備の改善を図る。

事業内容 多目的（ユニバーサル）シーートの設置（障がい者用トイレの充実）  
その他のバリアフリー化整備

6 道立病院の経営（道立病院局計上）

道立病院が地域に必要な医療を提供していけるよう、「北海道病院事業改革推進プラン」（計画期間：平成29年度～32年度）に基づき、医療従事者の確保対策や経営の効率化、他の医療機関との連携強化などの取組を通じ、経営改善を進めながら、地域における安定的で継続した医療提供体制の構築を図る。

業務予定量等

- ① 病院数 6病院
- ② 病床数 876床
- ③ 年間取扱延患者数 入院 154,323人、外来 240,388人

予 算 額		17,944,589千円
内	病院事業費用	16,245,636千円
訳	資本的支出	1,698,953千円
財 源		17,213,629千円
内	病院事業収益	16,019,511千円
訳	資本的収入	1,194,118千円

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額504,835千円は、当年度分損益勘定留保資金504,835千円で補填するものとする。

## 7 医療型障害児入所施設改築事業（平成27年度開始）

16,775千円

施設の老朽化や狭隘化等に対応するため、旭川肢体不自由児総合療育センターを改築する。（本体工事の実施）

## 総合的な児童虐待防止対策

## 1 児童虐待防止対策等推進事業費（平成13年度開始）「再掲」

113,706千円

「未然防止・早期発見、対応」、「適切な保護・支援」、「児童相談体制強化」の観点による施策により、複雑・多様化する児童虐待問題への対応を図る。

## (1) 「未然防止・早期発見、対応」

- |   |         |
|---|---------|
| ① 子どもの安全・安心ネットワーク推進事業   | 3,809千円 |
| 要支援家庭への支援の重層化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会への関与などにより、子育てに優しい地域づくり及び虐待予防体制の充実を図る。          |         |
| ② 児童虐待専門研修の実施   | 1,041千円 |
| 地域における関係機関の職員等を対象とした児童虐待の事例の検討と専門家招聘による児童問題等に関する研修及び施設における基幹的職員を養成するための研修を実施する。 |         |
| ③ 要保護児童対策連絡協議会の設置   | 272千円   |
| 関係機関相互の情報交換や協議等を行う連絡協議会を設置する。   |         |
| ④ 児童虐待対応プロジェクトチームの設置  | 456千円   |
| 弁護士や医師等の専門的見地から援助困難ケースの援助方策の提言を行うプロジェクトチームを各児童相談所に設置する。                         |         |
| ⑤ 子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業  | 1,348千円 |
| 児童福祉法等の改正に伴い、平成17年4月より児童家庭相談に関する業務等を行うこととされた市町村の児童相談体制整備や技術的支援を行う。              |         |
| ⑥ 児童虐待法的対応機能・医療的対応機能強化事業  | 2,645千円 |
| 児童相談所が行う児童虐待に関する業務を円滑に行うため、弁護士による司法的調整及び医師による医学的判断・治療等を実施する。                    |         |

## (2) 「適切な保護・支援」

- |  |          |
|--|----------|
| ① 里親総合支援事業   | 6,507千円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親制度普及促進事業           <p>養育里親及び専門里親の認定・登録及び更新を希望する者に対し、子どもの養育に必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につけるための研修を実施する。</p> <p>また、里親の資質向上のための研修、相談・援助など、関連事業を北海道里親会連合会に委託して実施する。</p> </li> <li>・ 里親委託推進・支援等事業           <p>里親委託の推進や里親支援等を円滑に進めるため里親推進等検討会を設置するほか、里親の負担を軽減するための里親相互の相談援助や交流の促進など里親家庭に対して子どもの養育に関する支援を行う。</p> <p>また、委託里親の交流や委託児童の自立支援及び里子の安心な養育環境を整備するため関連事業を北海道里親会連合会に委託して実施する。</p> </li> </ul> |          |
| ② 児童家庭支援センター運営事業   | 70,625千円 |
| 虐待や非行等、児童の福祉に関する問題について相談に応じる児童家庭支援センターを全   |          |

## 9 保健医療福祉を担う基盤づくりのために

道8か所で運営(委託)する。

- ③ ふれあい心の友訪問等援助事業 134千円  
児童福祉司等の助言・指導のもとに、大学生等をひきこもり、不登校児童の家庭に派遣し当該児童とのふれあいなどを通じて福祉の向上を図る。
  - ④ 未成年後見人支援事業 1,006千円  
未成年後見人が必要とする報酬、及び未成年後見人と被後見人が加入する損害保険料を助成することで、未成年後見人の確保と児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。
- (3) 「児童相談体制強化」
- ① 児童相談所カウンセリング体制の強化 4,126千円  
児童相談所において保護者に対するカウンセリングを効果的に実施するため、精神科医の協力により体制の整備を図るとともに、児童相談所職員を道内・外の心理治療を行っている施設等に派遣して研修を行い、児童相談所の心理治療機能の充実を図る。
  - ② 児童虐待対応基盤整備 459千円  
急増する児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、虐待発生時の緊急対応用として各児童相談所に庁用自動車を整備する。
  - ③ 児童相談所保護機能・虐待通告対応機能強化事業 12,292千円  
一時保護児童に対する学習支援などの保護機能の強化と緊急の児童虐待通告に対応するため各児童相談所に一時保護(虐待通告)対応協力員を配置する。
  - ④ 児童相談所職員専門研修 8,986千円  
児童虐待事案をはじめとする様々な困難事案に迅速かつ適切に対応できる職員を育成し、児童相談所の体制強化を図る。

## 2 児童相談所及び一時保護所費

410,261千円

児童福祉法に基づく道立児童相談所及び一時保護所の維持運営を実施。

## 3 児童相談所の機能強化

市町村への児童相談体制への支援や児童養護施設、児童家庭支援センターとの連携など児童福祉の専門機関としての児童相談所の機能強化